

働く女性・男性のための制度



産前・産後の健康管理

問 愛知労働局 雇用環境・均等部 ☎ 052-857-0312

妊産婦（妊娠中及び出産後1年を経過しないかた）は、事業主に申し出ることにより次の健康診査等を受けるために必要な時間を確保することができます。（有給か無給かは勤務先の規定によります）

妊娠23週まで	妊娠24週から35週まで	妊娠36週から出産まで
4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回

※ただし、医師や助産師の指示でこれを上回ることもあります。

妊産婦が健康診査等の結果、医師等からその症状等について指導を受け、事業主に申し出た場合には、その女性労働者が指導事項を守ることができるよう、事業主は、作業の制限、勤務時間の変更、休業等の必要な措置を講じなければなりません。

母性健康管理指導事項連絡カード

医師等からの指導事項の内容を職場に伝達するために「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう。

様式は厚生労働省ホームページや母子健康手帳にも掲載されています。

産前・産後・育児期の職場生活

- 妊産婦は、時間外労働、休日労働、深夜業（22:00～5:00までの間の労働）の免除を請求できます。変形労働時間制がとられる場合にも、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。
- 重量物を取り扱う業務や有害ガスを発散する場所での業務など、一定以上の有害な業務に妊産婦を就業させることは禁止とされています。
- 妊娠中は、他の軽易な業務に替わることを請求できます。
- 1歳未満の子を育てる女性は、事業主に請求することにより、1日2回少なくとも各30分の育児時間を取ることができます。

— 廣 告 —



安心安全なお産を目指して

無痛分娩

里帰り出産

立ち会い出産

産科・婦人科

小児科

診療時間

	月	火	水	木	金	土
9:00 - 12:00	●	●	●	—	●	●
14:00 - 17:00	●	●	●	—	●	○

休日診…木・日・祝
○…13:30 - 16:00

小児科…月・金 9:00 - 12:00



産科・婦人科 小児科

YAMADA OBSTETRICS & GYNECOLOGY CLINIC

医療法人 尚志会
山田産婦人科

0563-56-3245

西尾市若松町 38



産前・産後の休業

産前休業

出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から請求すれば取得できます。

産後休業

出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週経過後に、本人が請求し、医師が支障がないと認めた場合は就業できます。

STOP! マタハラ

- 産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。
- 妊娠・出産、産前休業、育児休業等を理由とした「解雇」、「パートへの契約変更の強要」など不利益な取り扱いが禁止されています。子が1歳に達するまでの間は、父親、母親のどちらも、子どもを養育するために休業することができます。パートや派遣、契約社員など雇用期間に定めのあるかたでも、一定の条件を満たせば取得できます。

パパ・ママ育休プラス

父母がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。（ただし、出産した母の場合は出生日、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間）

最長2歳までの育児休業の延長

子が1歳以降、保育園等に入れないなど、一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができます。

※一定の要件を満たす場合は1歳6か月から2歳までの延長可。

産後パパ育休(出生時育児休業)

主に父親が子の出生後8週間以内に4週間を限度として1回もしくは2回に分けて育児休業を取得できます。



3歳未満の子を養育している場合の措置

- 事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）など養育しやすくするための制度を設けなければなりません。
- 一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより所定外労働が免除されます。

小学校入学前の子を養育する場合の免除

- 一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業が免除されます。
- 一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1年につき150時間、1か月につき24時間を超える時間外労働が免除されます。

子の看護休暇

小学校入学前の子を養育する労働者は、年次休暇とは別に1年につき、子が1人なら5日、子が2人以上なら10日まで、病気・けがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取ることができます。（有給・無給は勤務先の規定による）

産前・産後休業中、育児休業中の経済的支援

出産育児一時金、出産手当金

問 勤務先、健康保険組合など

- 出産に要する経済的負担を軽減する「出産育児一時金」や、産前・産後休業の期間中に給料が支払われない場合にその一部を支給する「出産手当金」などの制度があります。各給付や手続きの詳細については、健康保険の種類により異なりますので勤務先等でご確認ください。
- 「出産育児一時金」については、国民健康保険に加入されているかたは、国保年金課での手続きになります。（24ページ参照）

育児休業給付金

問 岡崎公共職業安定所（ハローワーク岡崎） ☎0564-52-8609

- 雇用保険に加入しているかたが育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと支給されます。
- 支給額は原則として休業開始時の賃金月額 の67%です。（ただし、育児休業の開始から6か月経過後は50%）

社会保険料の免除

- 事業主の申し出により、産前・産後休業中や育児休業中、健康保険・厚生年金保険料が免除になるとともに、無給であれば雇用保険料の負担はありません。

お母さんも、 休んでいいんです。

子育てに携わる仕事のプロとして、子育て経験者として、
みんなの「あったらいいな」を形にしました。

安心して休めるサポート体制、
そろっています。



おうちで



してほしいことを、
必要なだけお手伝い。

ドゥーラサポート

産前産後ケアの専門家ドゥーラが、「してほしいこと」を、「必要なだけ」お手伝いします。赤ちゃん・きょうだいの
お世話や、食事の支度などの家事を
はじめ、サポート内容はご家庭ごとに
一緒に考えます。

ご自宅に訪問して
サポートします

詳しくは
こちら▶



子育てに疲れたり、
不安を感じたら、とりあえず、
おいで。

こそだてひろばtetowa

TEL.070-8324-1641

岡崎市材木町1-37

(岡崎市立中央図書館りぶら近く)

※駐車場はありませんので、
周辺パーキングをご利用ください

料金詳細・
イベント情報など



TETOWA_KOSODATE

おでかけで



▶ デイサービス

| 平日 | 9:30~16:00

予約
不要

お子さんのお出掛け先として、ふらりと手ぶらでお越しください。子どもを遊ばせつつ、お母さん・お父さんは
専門家や他の利用者さんとおしゃべりしたり、身体を
休めたりすることができます。手作りのランチつき！



オプションで、大きなひのきのベッドで
お昼寝ができる個室を利用できます！

▶ 一時預かり

| 平日 | 9:00~16:00

要予約

空気があれば
当日でも対応

保育士スタッフが安心・安全にお子さんをお預かりします。定期的にひとり時間を確保できる
サブスク会員と、ちょっと預けたい時のための
一時預かり会員があります。

産前産後サポート・家事代行等のお手伝い

一般社団法人ドゥーラストーションめぐる

<https://www.doulastation-meguru.com/>